

鳥獣保護法に基づく希少鳥獣の見直しについて（報告）

平成 24 年 8 月 28 日に公表された環境省第 4 次レッドリストを踏まえて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）に基づく希少鳥獣の指定（16 種）及び解除（14 種）並びにそれに伴う狩猟鳥獣の見直し（1 種）を行うとともに、最新の知見に基づき希少鳥獣等の種名等の変更を行うため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正を行う予定。

○希少鳥獣について

法第 7 条第 6 項第 1 号に基づき、特に保護を図る必要がある鳥獣を「希少鳥獣」として指定している。希少鳥獣に係る捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）は環境大臣の許可対象となり、また、都道府県による希少鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の作成や保全事業の実施には環境大臣への協議が必要となる。

希少鳥獣の指定の考え方については、法第 3 条第 1 項に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成 23 年 9 月 5 日付け環自野発第 59 号。以下「基本指針」という。）において、環境省レッドリストで絶滅危惧 IA・IB 又は II 類に該当する鳥獣を対象とすることを基本としており、環境省レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すこととしている。

1. 希少鳥獣の指定（16 種）

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 4 条関係）

科名	種名（括弧内学名）
キジ科	ウズラ ( <i>Coturnix japonica</i> )
カモ科	カリガネ ( <i>Anser erythropus</i> )
	ハクガン ( <i>Anser caerulescens caerulescens</i> )
ミズナギドリ科	セグロミズナギドリ ( <i>Puffinus lherminieri bannermani</i> )
	オガサワラヒメミズナギドリ ( <i>Puffinus bryani</i> )
チドリ科	※ハシボソシロチドリ ( <i>Charadrius alexandrinus alexandrinus</i> )
	※シロチドリ ( <i>Charadrius alexandrinus dealbatus</i> )
シギ科	ツルシギ ( <i>Tringa erythropus</i> )
	タカブシギ ( <i>Tringa glareola</i> )
	※コシジロオオソリハシシギ ( <i>Limosa lapponica menzbieri</i> )

	※オオソリハシシギ ( <i>Limosa lapponica baueri</i> )
タマシギ科	タマシギ ( <i>Rostratula benghalensis benghalensis</i> )
カモメ科	エリグロアジサシ ( <i>Sterna sumatrana</i> )
フクロウ科	ダイトウコノハズク ( <i>Otus elegans interpositus</i> )
ヒナコウモリ科	クロアカコウモリ ( <i>Myotis formosus</i> )
	ヤマコウモリ ( <i>Nyctalus aviator</i> )

※レッドリストに掲載された種のうち、シロチドリとオオソリハシシギについては、最新の知見に基づき亜種として指定する。

## 2. 希少鳥獣の指定解除 (14 種)

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 4 条関係)

科名	種名 (括弧内学名)
ウミツバメ科	オーストンウミツバメ ( <i>Oceanodroma tristrami</i> )
	クロウミツバメ ( <i>Oceanodroma matsudairae</i> )
カツオドリ科	アオツラカツオドリ ( <i>Sula dactylatra personata</i> )
タカ科	ダイトウノスリ ( <i>Buteo buteo oshiroi</i> )
クイナ科	ヒクイナ ( <i>Porzana fusca erythrothorax</i> )
ヨタカ科	ヨタカ ( <i>Caprimulgus indicus jotaka</i> )
トガリネズミ科	コジネズミ ( <i>Crocidura shantungensis</i> )
キクガシラコウモリ科	ミヤココキクガシラコウモリ ( <i>Rhinolophus pumilus miyakonis</i> )
	イリオモテコキクガシラコウモリ ( <i>Rhinolophus perditus imaizumii</i> )
	カグラコウモリ ( <i>Hipposideros turpis</i> )
ヒナコウモリ科	シナノホオヒゲコウモリ ( <i>Myotis ikonnikovi hosonoi</i> )
	エゾホオヒゲコウモリ ( <i>Myotis ikonnikovi yesoensis</i> )
	テングコウモリ ( <i>Murina hilgendorfi</i> )
イタチ科	カワウソ ( <i>Lutra lutra</i> )

### 3. 狩猟鳥獣の指定の解除

#### (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条関係)

環境省第4次レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類とされたウズラについては、希少鳥獣の対象種となり、基本指針で示す狩猟鳥獣の対象種に合致しなくなったと考えられることから、狩猟鳥獣の指定を解除する。

#### (狩猟鳥獣の対象種)

以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第2条第3項に基づき定めるもの。

1) 次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。

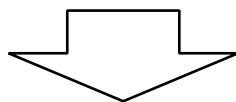
ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。

イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。

2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。

<現行>

※ 狩猟鳥獣 49種 (鳥類 29種、獣類 20種)



<改正案>

#### ウズラを解除

※ 狩猟鳥獣 48種 (鳥類 28種、獣類 20種)

#### 4. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の解除について

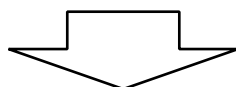
(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第1項関係)

ウズラについて、狩猟鳥獣の指定の解除に伴い、対象狩猟鳥獣の保護の見地から措置されている捕獲等の禁止を解除する。

<現行>

##### ウズラについて捕獲等の禁止

- ・ 禁止する区域は全国（ウズラの捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）
- ・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日



<改正案>

※ 捕獲等の禁止の解除

#### 5. 希少鳥獣及び狩猟鳥獣の種名等の変更

最新の学問的知見に基づき、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の種名等の変更を行う。

#### 6. 今後のスケジュール（予定）

平成24年12月18日	パブコメ終了
平成25年1月	公聴会の開催※
平成25年2月	中央環境審議会野生生物部会への諮問※
平成25年4月	改正省令の施行

※公聴会の開催及び中央環境審議会野生生物部会への諮問については、狩猟鳥獣の指定の解除等についてのみ対象（希少鳥獣の変更については対象外）。